

有 恒 会 会 則

昭 28 年 5 月 制 定 平 4 年 5 月 全 面 改 正
昭 30 年 5 月 一 部 改 正 平 5 年 5 月 一 部 改 正
昭 31 年 5 月 一 部 改 正 平 6 年 5 月 一 部 改 正
昭 36 年 5 月 一 部 改 正 平 7 年 5 月 一 部 改 正
昭 39 年 11 月 一 部 改 正 平 8 年 5 月 一 部 改 正
昭 41 年 5 月 一 部 改 正 平 9 年 5 月 一 部 改 正
昭 46 年 5 月 一 部 改 正 平 11 年 5 月 一 部 改 正
昭 49 年 5 月 一 部 改 正 平 13 年 5 月 一 部 改 正
昭 51 年 5 月 一 部 改 正 平 14 年 5 月 一 部 改 正
昭 53 年 5 月 全 面 改 正 平 15 年 5 月 一 部 改 正
昭 56 年 5 月 一 部 改 正 平 17 年 5 月 一 部 改 正
昭 57 年 5 月 一 部 改 正 平 18 年 5 月 一 部 改 正
昭 60 年 5 月 一 部 改 正 平 20 年 6 月 一 部 改 正
昭 63 年 5 月 一 部 改 正 平 21 年 6 月 一 部 改 正
平 27 年 6 月 一 部 改 正

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は、有恒会と称す。

(目的)

第 2 条 本会は、会員相互の親睦を図り、母校の発展、充実に寄与することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 会報及び会員名簿の発行
- (2) 講演会、談話会、見学会その他の集会の開催

(3) 母校との連絡に関する事項

(4) その他本会の目的達成に必要な事業

(本部)

第 4 条 本会は、本部を大阪市住吉区杉本 3 丁目 3 番 138 号公立大学法人大阪市立大学内
(以下大阪市立大学とする)に置く。

(支部)

第 5 条 本会に支部を設置することができる。

2 支部設置に関する必要な事項は、総会の承認を経て別に定める。

第 2 章 会 員

(会員の種別)

第 6 条 本会は、下記の会員をもって構成する。

正会員、準会員、特別会員及び名誉会員

(正会員)

第 7 条 正会員になる資格をもつ者は、次の通りとする。

- (1) 旧制大阪商業講習所、旧制大阪商業学校、旧制大阪市立高等商業学校各科、
旧制大阪商科大学及び旧制大阪商科大学高等商業部の各卒業者
- (2) 大阪市立大学商学部、経済学部、法学部、文学部及び昭和 28 年 3 月同大学
法文学部の各卒業者
- (3) 大阪市立大学大学院経営、経済、法学及び文学研究科及び法科大学院の各修了者
- (4) 前各号以外の大阪市立大学各学部、各研究科ならびにそれぞれの前身諸学
校を卒業した者で、本会に入会を希望する者が、有恒会員 1 名以上の推薦
を得て入会申込書を提出し、会長の承認を得た者
- (5) 前各号の大阪市立大学各学部、各研究科及びそれぞれの前身諸学校に在学した
者で、本会に入会を希望する者が、有恒会員 1 名以上の推薦を得て入会申込書を
提出し、会長の承認を得た者

(準会員)

第 8 条 準会員となる資格をもつ者は、原則として次のとおりとする。ただし、正会員の資格をもつ者を除く。

- (1) 大阪市立大学商学部、経済学部、法学部及び文学部の各在学生
- (2) 大阪市立大学経営、経済、法学、文学研究科及び法科大学院の各在学生

(特別会員)

第 9 条 特別会員は、母校の旧職員及び現職員（何れも第 7 条に該当する者を除く）で本会に入会を希望する者が、有恒会員 1 名以上の推薦を得て入会申込書を提出し、会長の承認を得た者とする

(名誉会員)

第 10 条 名誉会員は、次の各号の一つに該当する者とする。

- (1) 大阪市立大学長の職にあった者及びある者
- (2) 本会に対し特に功労のあった者で、役員会の推薦に基づき評議員会において承認された者

(除名)

第 11 条 会員が本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為をしたときは、評議員会及び総会の決議を経て、除名することができる。

第 3 章 役員・評議員、相談役、顧問及び職員

(役員・評議員)

第 12 条 本会に次の役員を置く。

会長 1 名 副会長 1 5 名以内 監事 7 名以内

2 本会に次の委員を置く。

評議員 2 0 0 名以上 3 0 0 名以下

(役員・評議員の選任)

第 13 条 会長、副会長及び監事は、あらかじめ正会員の中から選ばれた 7 名ないし 9 名の役員・評議員選考会の推薦に基づき、評議員会において選任し、総会

に報告して承認を受ける。

- 2 評議員は正会員の中から役員・評議員選考会の推薦に基づき会長の指名により選任する。

(役員・評議員の職務)

- 第 14 条 会長は、本会を代表して会務を総理し、総会、役員会、評議員会を招集する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき、または欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
 - 3 会長は会務を推進するために、常任副会長会を設置することができる。
常任副会長会は原則として、運営本部長ならびに第 34 条に規定の各部会長をもって構成する。
 - 4 監事は、本会の収支計算及び財政を監査するとともに、会務全般について会長の諮問に応じ、評議員会に出席し意見を述べるができるものとする。
 - 5 評議員は、評議員会に出席するとともに、会長の委嘱を受けてその分担業務を処理する。
あわせてその年次会員及びその関係する団体内の会員との連絡を密にし本会の目的達成に協力する。

(役員・評議員の任期)

- 第 15 条 役員及び評議員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。
- 2 補欠または増員により、選出された役員及び評議員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
 - 3 役員及び評議員は、その任期終了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行なう。

(役員報酬)

- 第 16 条 役員は、無報酬とする。ただし、本会の業務遂行のために要した経費については実費を支給することができる。

(相談役・顧問)

- 第 17 条 本会に相談役及び顧問を置くことができる。

- 2 相談役は、正会員の中から評議員会の決議を経て、総会においてこれを推薦する。相談役は、本会の枢要会務に関し、会長の諮問に応じるものとする。
- 3 顧問は、正会員の中から評議員会の決議を経て、総会においてこれを推薦する。顧問は、役員会及び各種委員会に出席して意見を述べるができる。
- 4 相談役・顧問の任期は2年とし再任を妨げない。

(運営本部)

第 18 条 本会の活動推進及び事務処理のために運営本部を置く。

- 2 運営本部は大阪市立大学内に置く。
- 3 運営本部長及び同副本部長若干名は、副会長の中から会長が委嘱する。
- 4 運営本部長の会務を補佐するために、運営本部委員若干名を置く。
- 5 運営本部委員は、正会員の中から運営本部長が指名委嘱する。
- 6 運営本部長・同副本部長及び運営本部委員は無報酬とするが、本会の業務推進のために要した交通費などの経費を支給する。
- 7 運営本部における事務処理のため有給の専任職員若干名を置く。
- 8 専任職員は運営本部長の助言により、会長が任免する。
- 9 会長は、運営本部長の推薦に基づき専任職員の中から、事務局長あるいは事務局次長を任命することができる。
- 10 専任職員に関する就業規則その他諸規程は、第 34 条に規定する担当部会の意見及び運営本部長の意見を聴取したうえで、会長が決定する。

第 4 章 総会及び、評議員会、役員会及び部会

(総会の種別)

第 19 条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の開催)

第 21 条 定期総会は、毎年 6 月末日までに開催する。

2 臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(総会の招集)

第 22 条 総会は、会長が招集する。

2 総会の招集は、その開催の 14 日前までに、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面をもって通知を発する。

3 前項の通知は、有恒会報に掲載してこれに代えることができる。

(総会の議長)

第 23 条 総会の議長は、会長とする。

(総会承認事項)

第 24 条 この会則に別段の定めがあるもののほか、次の事項は、定期総会に付議してその承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告及び決算
- (2) 貸借対照表
- (3) 事業計画及び予算
- (4) その他評議員会において必要と認めた事項

(総会の議決数)

第 25 条 総会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除き、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会議決事項の通知)

第 26 条 総会の議事の要領及び議決事項は、有恒会報に掲載する。

(役員会の構成)

第 27 条 役員会は、会長、副会長ならびに監事をもって構成する。

(役員会の招集)

第 28 条 役員会は、会長が随時招集する。役員会の議長は、会長とする。

(評議員会の構成)

第 29 条 評議員会は、会長、副会長、監事及び評議員をもって構成する。

(評議員会の招集)

第 30 条 評議員会は、会長が招集する。

(評議員会の議長)

第 31 条 評議員会の議長は、会長とする。

(評議員会付議事項)

第 32 条 この会則に別段の定めがあるもののほか、次の事項は、評議員会に付議し、その議決を経なければならない。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 会務に関する重要な事項
- (3) 資産管理に関する事項
- (4) その他会長が必要と認めた事項

(評議員会の議決数)

第 33 条 評議員会の議事は、この会則に定めがある場合を除き、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 34 条 会長は会務全般を遂行するため、第 18 条に定める運営本部に総務・財務・広報・会員など常設の部会を設置することができる。部会長は原則として副会長の中から会長が委嘱するものとし、部会員は副会長、評議員及びその他正会員の中から会長が委嘱する。

(議事録)

第 35 条 総会、役員会、評議員会の議事録は、事務局長またはこれに代わる専任職員が作成し、会長及び運営本部長が署名捺印する。

- 2 部会の議事録は、部会長が指名する部会員が作成し、部会長及び運営本部長が署名捺印する。但し、部会長および運営本部長への報告をもって議事録に代えることができるものとする。
- 3 各議事録は運営本部が保存する。

第5章 会費

(会費)

第36条 会費は、年額5,000円とする。

ただし、5ヶ年分の会費を前納するときは、10%を割引くものとする。また、会費の自動振替により毎年納付するときは、4%を割引くものとする。

2 終身会費は100,000円とする。

従前の規定によって昭和39年11月8日以降昭和57年5月22日までに徴収した終身会費の取り扱い及びその納付者の処遇については、従前の例による。

3 準会員の会費は、全在学期間を通じて、10,000円とする。準会員入会時に準会員会費とあわせて卒業後5年間の有恒会費を一括納入する。5年間の会費については前納割引10%を適用する。なお、本項は遡及することができるものとする。

4 正会員の資格を持つ者が、第8条各号に定める在学生となったときの会費については、申出によりその期間中第3項の規定を準用する。

5 既納の会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(会費の滞納)

第37条 会費滞納の会員は、本会が発行する会報、会員名簿その他の刊行物等の配付を受けることができない。

第6章 資産及び会計

(資産の種別)

第38条 本会の資産を分けて基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、評議員会の議決を経て定める。

3 資産運用は、基本財産以外の資産とする。

4 寄付金であって寄付者の指定のあるものは、その指定に従う。

(資産の保管)

第 39 条 本会の資産は、会長が保管する。

2 基本財産のうち、現金は、評議員会の議決を経て次の方式によって運用し、会長が保管する。

- (1) 確実な有価証券の購入
- (2) 定額郵便貯金への預入
- (3) 信託銀行への信託
- (4) 定期預金への預入

(基本財産の処分)

第 40 条 基本財産は、処分し、または担保に供してはならない。ただし、本会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、評議員会の議決を経て、その一部に限り処分し、または担保に供することができる。

(事業遂行の費用)

第 41 条 本会の事業遂行に要する費用は、会費、事業に伴う収入、資産から生じる果実、寄付金その他の運用資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 42 条 本会の事業計画及びこれに伴う予算は、毎会計年度開始前に会長が編成し、評議員会の議決及び総会の承認を受けなければならない。事業計画及び予算を変更した場合も同様とする。

(事業報告及び決算等)

第 43 条 本会の決算は、毎会計年度終了後総会開会の前に会長が作成し、事業報告、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録とともに、監事の監査を経て評議員会の議決及び総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 44 条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 7 章 附 則

(会則の変更)

第 45 条 この会則は、評議員会及び総会において、各々の出席者の3分の2以上の議決及び承認を経なければ変更することはできない。

附 則

(施行期日)

この改正会則は平成 27 年 6 月 13 日から施行する。

役員・評議員選考会規程

- 第 1 条 会則第 13 条に規定する役員・評議員選考会の選考委員は、役員及び評議員の改選時期の前年総会までに、総務部会の推薦を参考に評議員会で選出して、総会に報告する。
- 第 2 条 会則第 13 条に規定する 7 名ないし 9 名の役員・評議員選考会の選考委員は、旧制大阪商科大学、旧制大阪商科大学高等商業部、大阪市立大学商学部、経済学部、法学部、文学部の六部門の卒業生から原則として各 1 名以上を選出する。
- 第 3 条 役員・評議員選考会の選考委員の任期は 2 年とする。
ただし、2 期 4 年を限度とする。
- 第 4 条 役員・評議員選考会の選考委員長は、選考委員の互選により選出する。
- 第 5 条 役員・評議員選考会の業務は、2 年に 1 回改選する役員の候補者を会長に対して推薦することおよび 2 年に 1 回改選する評議員の候補者を会長に対して推薦することと定める。
- 2 改選期以外の時期に、役員及び評議員の辞任または死亡にともない役員及び評議員の補充を行なう必要があるときは、前項に準じて候補者を推薦する。
- 第 6 条 本規則の改正は、評議員会が決定する。

附則

この改正規程は平成 17 年 5 月 21 日から施行する。

有恒会支部設置規則

- 第 1 条 正会員 5 名以上在住の地域には、会長に報告して支部を設置することができる。ただし、海外においては人員を制限しない。
- 第 2 条 支部に加入する者は、大阪市立大学各学部、大学院各研究科ならびにそれぞれの前身諸学校を卒業した者とする。
- 第 3 条 支部を設置するときは、2 名以上の代表者を定め当該支部の地域を示し、支部規則案及び会員の名簿を添え会長に申し出るものとする。
ただし、会員名簿には住所、職業及び卒業年次を記入するものとする。
- 第 4 条 支部所定の地域に在住または勤務する会員は、当該支部の会員とする。
会員の異動があったときは、会長に報告するものとする。
- 第 5 条 支部には一定の連絡所を設け、支部長 1 名、幹事若干名を置くものとする。
- 第 6 条 支部連絡所の所在地及び支部長、幹事の氏名は、会長に報告するものとする。
その変更があったときもまた同じ。
- 第 7 条 支部に関する費用は、原則として支部会員において負担するものとする。
- 第 8 条 支部規程の規則に改正または変更があったときは、すみやかに会長に報告するものとする。
- 第 9 条 支部を解散しようとするときは、支部長は会長に報告するものとする。

附則

この改正規則は平成 21 年 6 月 13 日から施行する。